

## 各弁護士近況

大川 正二郎

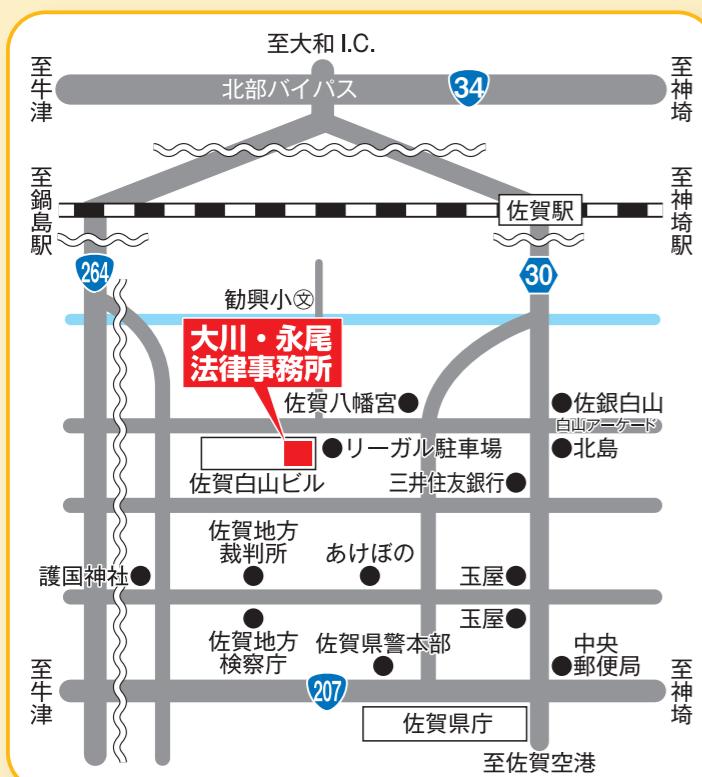
最近、ストレッチの本を買って家でストレッチを始めました。筋肉モリモリより「しなやかな」体を目指してです。ところが、長年錆びついた体は簡単には動かず、ガタピシギーギーと音を立てているかのようです。ものまね芸人のものまねで「五木ロボット」というのがありました、ものまねではなくまさに「大川ロボット」になっています。それでも「ロボット」といったら、「鋼のような体」「正確無比」などのイメージがありますが、「大川ロボット」はただ単に錆びついているだけです。油（お酒）を注してもままならず、「しなやかな」体はいつのことやら。

永尾 竹則

また春が巡ってきました。日本は四季がはっきりとしていて、四季折々の綺麗な景色を楽しむことができますね。特に、春が過ぎて初夏になるころ、ちょうど5月の連休が過ぎたあたりの気候はすっきりして大変過ごしやすく感じます。こういう季節の晴れた日にドライブすると、佐賀は遠くの山々や平野まで見えて、景色を楽しみながら運転することができます。ちょっと遠出して、大分の久住や熊本の阿蘇など高原をドライブする時には特にいいですね。これに気に入った音楽が加われば本当に最高です。私がストレス解消できる時間です。

鳥飼 亜由美

QUEENというイギリスのロックバンドを好きになったことをきっかけに、ここ最近、洋楽を聴くようになりました。英語ができないので、歌詞は気にせず、もっぱら曲のメロディと雰囲気を楽しんでいたのですが、ふと歌詞が気になって意味を調べてみると、曲の雰囲気と歌詞の内容が全く違っていることがあります。お気に入りの曲の中に、しつとり美しいサザンロックの曲があり、私の中では、恋人達が美しい夜景の中そっと寄り添っているイメージだったのですが、ふと気になつて歌詞の意味を調べてみると、「呪い～呪い～」と連呼していることがわかり、衝撃を受けました。でも、そういうギャップもまた楽しくて、ますます洋楽にはまっていっています。



## 大川・永尾法律事務所

〒840-0826

佐賀県佐賀市白山1丁目4番28号  
佐賀白山ビル1階

TEL. 0952-25-5432

FAX. 0952-25-5535

業務時間

月～金 9:00～17:30  
(祝日除く)

所属弁護士

大川 正二郎

永尾 竹則

鳥飼 亜由美

おたより

# ほつと

第7号

大川・永尾法律事務所



## 無断録音しても大丈夫?

今回は、無断録音のお話です。無断録音といつても、他人間の会話等の盗聴ではなく、自分と相手方の会話をその相手方の同意なしに録音することです。

裁判や交渉でモノをいうのはやはり証拠です。ところが、証拠はないけれど、相手方が言っていたこちらに有利な話の録音でもあればなあと思うことが少なくありません。

しかし、会話は双方の信頼関係のうえに自由になれるものでありながら、それがこつそり録音されたとなると、相手方は信頼を裏切られ、その人格が踏みにじられたことになります。そして、相手方の人格権を侵害したとして、慰謝料等の損害賠償請求の対象になりますし、裁判で証拠として使うこともできません。

それでも、例外的に会話の相手方の信頼や人格権よりも重要なことがあるとして許される場合があります。

たとえば、言葉によるパワハラやセクハラの場合。言葉によるものですから証拠が残りません。他方で、被害者は加害者からまさに被害を受けている場面であり、その加害行為や被害を証明するためには録音しかありません。加害者は、加害責任がある立場であり、無断録音もやむをえないところです。

弁護士  
**大川 正二郎**

次に、加害者との交渉場面。この場合は交渉の記録を正確に残すことが必要であり、また、交渉ですから問題事項以外に私的事情が話に出ることは通常ありません。他方、加害者は加害責任を追及される場面ですから、交渉場面の無断録音もやむをえない部分があります。しかし、この場合は加害場面よりもかなり微妙になってきます。

最後に、被害者が有利な証拠を得るために、たとえば加害者との雑談の中で被害者に有利な言葉を引き出し、それを無断録音したような場合。こうなるといくら加害責任があるといってもだまし討ちのようなものであり、しかも雑談の中には問題事項以外にも様々な話が入ってきます。このような無断録音は、話す側の人格権を侵害するものとして、慰謝料等の損害賠償請求の対象になり、裁判の証拠としても使えません。

結局、無断録音に頼らず、証拠を地道に残し、あるいは探していくことが一番安全な道となるようです。



## 追突されましたが、加害者が任意保険に入っていますでした。損害賠償を受けられるか心配です。

一般に、交通事故で追突された場合、その被害者には過失が認められないことが多いです。ですから、追突された被害者は、追突した加害者に対し、追突事故によって被った損害を全額賠償してもらえることになります。加害者が任意保険に加入している場合には、車の損害(修理費、レンタカー代等)でも傷害による損害(治療費、通院交通費、休業損害、慰謝料等)でも賠償してもらいますが、加害者が任意保険に入っていない場合には、どうなるのでしょうか。

まず、加害者との交渉は、加害者が加入する保険会社と交渉しますが、加害者が任意保険に加入していないければ、被害者は直接加害者本人と交渉しなければならなくなります。

賠償を受けられるかについては、通常自賠責保険に加入しているでしょうから、被害者請求をして傷害に対する賠償を受けることができます。もっとも、自賠責保険は人身損害に対するものなので、自賠責保険から車の損害に対して賠償を受けることはできません。

被害者の方で自動車保険の人身傷害保険に入っているれば、そちらから治療費や休業損害、慰謝料等を受け取ることはできますので、代理店などに相談されると良いと思います。また、車の損害に対しては、車両保険に入っているれば、修理費等について保険金を受け取ることができます。これらの保険契約がない場合には、加害者から直接賠償を受けるしかありませんので、被害者自身が加害者と交渉しなければならなくなります。もっとも、弁護士費用がでる特約に入っているれば、限度額はありますが、費用負担の心配もなく弁護士に依頼することができると思います。相談に来られた時には、このような特約が使えるかどうか保険会社や代理店にも相談されていない方もいらっしゃいますが、被害者自身の保険ではなくても、家族の誰かの保険が使える場合もありますので、保険会社等に相談されてはいかがでしょうか。

そして、加害者に対し賠償請求する場合、内容証明郵便等で請求し、反応がなければ裁判手続によって賠償請求していくことになります。確かに、加害者は経済的に苦しい場合が多いですが、全く回収できないというわけではありませんので、一度相談されてみてはいかがでしょうか。

弁護士  
**永尾 竹則**



## 葬儀費用は誰が負担するの?

故人が、生前に自ら葬儀を手配していたり、また、葬儀等について死後の事務として他人に委任しその費用を預けていたような場合には問題にならないのですが、そうでない場合、故人の葬儀費用を一体誰が負担すべきか、争われることがあります。

この点、法律には、明確な答えは書かれていません。学説や裁判例でも、その結論は区々な状況ですが、いくつかの裁判例においてみられる見解として、葬儀の主宰者が負担すべきという考え方があります。葬儀費用というのは、本人が亡くなった後に、葬儀の主宰者が、その責任において、葬儀の規模・費用を決定することによって生じる負債ですから、主宰者が負担するのが相当であると考えられます。そのかわり、主宰者は、葬儀等で受けとる香典を葬儀費用や香典返しに充てができるとされます。では、誰が葬儀の主宰者かというと、一般的には喪主ですが、形式的に喪主とされたにすぎない場合には、葬儀の規模・費用等を決めるなど、実質的に葬儀を執り行った者が主宰者とされることになります。

なるほど、主宰者は、葬儀をしないという選択肢もあるなか、葬儀費用の算段をし、その上で葬儀を執り行うのですから、その費用も主宰者の負担とするのが合理的なようにもみえます。

しかし、相続財産がある場合に、結果的に香典でまかなえなかった葬儀費用を主宰者が自腹で負担するというのは、主宰者に酷なようにも思え、一般的な感覚と乖離しているともいえます。

ですから、実際の遺産分割や調停の場面では、「遺産の中から、(少なくとも故人の葬儀として相当だといえる範囲の)葬儀費用を主宰者にまず返し、残りの遺産を相続分でわける」というように相続人間で折り合いをつけ処理をすることも多く行われているように感じます。

葬儀費用を気にして喪主のなり手がいなくなってしまうと、一番悲しい思いをするのは、故人でしょう。葬儀費用を誰が負担するのか、遺産の中から補填するのか、などについては、従前から、関係者でよくよく話し合っておくことをおすすめします。また、可能であれば、自らの葬儀については、予め手配しておくか、死後の事務処理について他者と委任契約を結び、費用も含めて備えておくことをおすすめします。

